

小規模事業者経営改善資金 利子補給のご案内

小規模事業者経営改善資金融資制度（通称：マル経融資）に基づく資金融資により、小規模事業者が融資を受けた際の償還金の利子の一部を補給します。

利子補給対象者 ①～③を満たしていること

- ① 当該資金の対象者
- ② 市内に店舗を有し、同一事業を引き続き1年以上営んでいる者
- ③ 市税を完納している者

利子補給の額

融資利率のうち1.0パーセント以内の額

利子補給の期間

運転資金及び設備資金ともに2年以内

利子補給の時期

補給期間内の1月から12月までの間の利子を支払った後に、名寄市小規模事業者経営改善資金融資利子補給申請書に必要書類を添えて産業振興課へ提出し、交付決定通知後に補給

【相談窓口】

- 名寄商工会議所（駅前交流プラザよーな2階）
名寄市東1条南7丁目1番地 TEL:01654③3155
- 風連商工会（ふうれん地域交流センター1階）
名寄市風連町本町63番地 TEL:01655③2077

【お問い合わせ先】

- 名寄市役所 産業振興室 産業振興課（名寄庁舎3階）
名寄市大通南1丁目1番地 TEL:01654③2111